

令和8年1月30日
練馬区福祉部
障害者施策推進課

練馬区立大泉学園町福祉園および氷川台福祉園における医療的ケア 専用車両の運行委託にかかるプロポーザル募集要領

1 目的

本要領は、「練馬区立大泉学園町福祉園および氷川台福祉園における医療的ケア専用車両の運行委託」（以下「医ケア運行委託」という。）についての最適な事業者の選定を、価格のみによる競争によらず、企画力、技術力、実績等の点から選定を行うプロポーザル方式で実施するにあたって、必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

- (1) 件名 練馬区立大泉学園町福祉園および氷川台福祉園における医療的ケア専用車両の運行委託
- (2) 履行期間 契約確定日の翌日から令和9年3月31日まで
ただし、運行期間は、令和8年7月1日から令和9年3月31日までとする。
※ 成績評価を行った結果、優秀であると評価された場合、最高3年（更新2回）の随意契約を行うことがある。
- (3) 履行場所 練馬区立大泉学園町福祉園（練馬区大泉学園町三丁目9番20号）
練馬区立氷川台福祉園（練馬区氷川台二丁目16番2号）
- (4) 業務内容 基本仕様書（別紙1）による。
- (5) 概算経費 38,064,000円（税込）
※概算経費を超えた見積価格の提案は無効とする。

3 参加資格および欠格条項

3-1 参加資格

他自治体等で医ケア運行委託またはこれに類似する業務実績があること。

3-2 欠格条項

つきのいずれかに該当する場合は、本件プロポーザルに参加できない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者
- (2) 提案書提出時において、「練馬区競争入札参加有資格者指名停止基準」（昭和61年4月1日練総経発第394号）による指名停止期間中である者
- (3) 「練馬区契約における暴力団等排除措置要綱」（平成22年8月2日22練総経第335号）による入札参加除外措置期間中である者

- (4) 法人の場合は、法人事業税（特別法人事業税を含む。）、法人税、消費税および地方消費税を、個人の場合は、所得税、消費税および地方消費税を滞納している者
- (5) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づき更正手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形または小切手が不渡りになったとき等。ただし、区が経営不振の状況を脱したと認めた場合を除く。）にある者

4 選定方法

4-1 日程（予定）

募集要領等の公表	令和8年1月30日（金）
質問受付期間	令和8年1月30日（金）～2月5日（木）
質問回答予定日	令和8年2月12日（木）
参加表明書受付期間	令和8年1月30日（金）～2月16日（月）
提案書類受付期間	令和8年1月30日（金）～3月2日（月）
一次審査 結果通知	令和8年3月9日（月）
二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）	令和8年3月18日（水）
第二次審査 結果通知	令和8年3月下旬頃

4-2 質問回答

募集に関する質問は質問票（様式1）に内容を簡潔に記入の上、以下の内容で行うこと。

- (1) 質問期間 令和8年1月30日（金）から同年2月5日（木）午後5時まで
※期限を過ぎた質問は受け付けない。
- (2) 質問方法 電子メールによる。
- (3) 担当部署 練馬区福祉部障害者施策推進課地域生活支援係
SHOGAISISAKU09@city.nerima.tokyo.jp
電話 03-5984-1043
- (4) 回答方法 令和8年2月12日（木）に、区ホームページにて寄せられた質問および回答を公表する。

4-3 提案書等の提出

参加を希望する者は、つぎのとおり書類を提出すること。

- (1) 参加表明書
- ア 受付期間 令和8年1月30日（金）から同年2月16日（月）まで
(各日午前9時から午後5時まで。土日を除く。)
- イ 提出場所 練馬区福祉部障害者施策推進課地域生活支援係
練馬区豊玉北六丁目12番1号（西庁舎1階）
- ウ 提出方法 事前連絡の上、提出場所に持参すること（持参のみ。郵送不可）。

(2) 提案書等

- ア 受付期間 令和8年1月30日（金）から同年3月2日（月）まで
(各日午前9時から午後5時まで。土日を除く。)
- イ 提出場所 練馬区福祉部障害者施策推進課地域生活支援係
練馬区豊玉北六丁目12番1号（西庁舎1階）
- ウ 提出方法 事前連絡の上、提出場所に持参すること（持参のみ。郵送不可）。

(3) 提出書類

つぎの書類を提出すること。

提出書類		提出部数
参加表明書（様式2）		1部
事業提案に関する書類	企画提案書表紙（様式3）	順に綴じ、インデックスを付したたものを 7部
	会社概要（様式4）	
	企画提案書	
	類似業務受託実績（様式5）	
	本業務を担当する職員における類似業務の経験、実績および所有資格（様式6）	
	業務実施体制（様式7）	
	見積書（様式自由）	
法人の資格に関する書類	直近の決算報告書（貸借対照表等の税務申告書類一式、営業報告書、付属明細書、キャッシュフロー明細書）	1部
	区内に本店を有することを証する公的な書類（登記簿謄本等）	1部
	※該当する者のみ	

(4) 提出にあたっての注意事項

- ア 受付期間後の提案書類の差替えおよび再提出は認めない。
- イ 提出書類について、正本1部に押印があれば、他は複写で構わない。
- ウ 「企画提案書」は、20ページ以内※（表紙を除く）とすること。
※ A4判を原則とするが、A3判の差込も可とする（A3判も1ページで換算）。
- 受付期間後の企画提案書・参加表明書の差替えおよび再提出は認めない。

4-4 一次審査

参加資格を満たす者について、選考書類および提出物に基づき審査を行う。合計点の高い順に3者程度を一次審査通過とする。審査結果は令和8年3月9日（月）までに書面により通知する。ただし、応募事業者が3事業者程度の場合は、一次審査を省略し、二次審査において提案書等審査およびプレゼンテーション、ヒアリングによる審査を実施できるものとする。

4-5 二次審査

一次審査を通過した者について、令和8年3月18日（水）に、企画提案書等の内容および提案内容についてのプレゼンテーション、ヒアリングを行い、区の求める水準以上の提案を行った事業者の中から、二次審査の評価が最も高い者を受託候補者とする。

選考時間は1者当たり40分（プレゼンテーション20分、ヒアリング20分）とする。

説明者は本業務を受注したときに主な担当となる者とし、3名以内とする。

審査結果は令和8年3月下旬頃に書面により通知する。

なお、評価点が所定の基準に達しない事業者については、選定の対象外とする。

4-6 評価項目

評価項目については下表のとおりとする。

（1）一次審査

評価項目	評価基準
事業者の安定性・継続性	<ul style="list-style-type: none">事業効率の状況資金力の有無借入金の返済能力の有無経営の安全性
業務実績	<ul style="list-style-type: none">官公庁との契約実績
実施体制	<ul style="list-style-type: none">業務執行体制、要員配置の妥当性要員の研修体制・スキルスケジュールの妥当性
提案内容	<ul style="list-style-type: none">委託目的との整合性業務内容の理解度提案内容の的確性提案内容の具体性
区民雇用の促進・区内事業者の活用	<ul style="list-style-type: none">区民雇用の促進再委託をする場合の区内事業者の活用、物品の区内事業者からの調達
区内事業者である	<ul style="list-style-type: none">区内に本店を有する
見積価格	<ul style="list-style-type: none">概算価格以内か

（2）二次審査

評価項目	評価の視点
事業者の安定性・継続性	<ul style="list-style-type: none">事業効率の状況資金力の有無借入金の返済能力の有無経営の安全性
業務実績	<ul style="list-style-type: none">官公庁との契約実績

実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・業務執行体制、要員配置の妥当性 ・要員の研修体制・スキル ・スケジュールの妥当性
受託への意欲・熱意	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的で独創的な提案の有無
提案内容	<ul style="list-style-type: none"> ・委託目的との整合性 ・業務内容の理解度 ・提案内容の的確性 ・提案内容の具体性
担当者評価	<ul style="list-style-type: none"> ・本件を主に担当する者の知識、経験、実績
プレゼンテーション・ヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> ・説明、受け答えの的確性、説得力
見積価格	<ul style="list-style-type: none"> ・見積価格の妥当性
区民雇用の促進・区内事業者の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・区民雇用の促進 ・再委託をする場合の区内事業者の活用、物品の区内事業者からの調達
区内事業者である	<ul style="list-style-type: none"> ・区内に本店を有する

5 受託候補者との協議

受託候補者と区との協議により、委託業務の詳細な内容を決定する。

受託候補が本件の契約を辞退した場合および契約締結前に、区から指名停止措置を受けるなどにより参加資格を失った場合または虚偽の提案を行ったことが判明した場合、当該事業者を失格とし、審査結果が次順位のものを新たに受託候補者として選定することができる。

6 情報公開

本件業者選定情報（提出書類を含む。）は、練馬区情報公開条例（平成13年10月練馬区条例第61号）に規定する公文書に該当するものであり、情報公開に際しては、「プロポーザル方式による業者選定情報に係る情報公開基準」（別紙2）に基づき取扱うものとする。

7 その他事項

- (1) 提出書類の作成および提出等、企画提案に係る費用は提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。区の所定の保存年限経過後に廃棄する。
- (3) 審査書類提出から契約締結までの間に欠格条項に該当することとなった場合は、その時点で失格とする。
- (4) 提出された提案書等の書類に虚偽の記載をした場合は、無効の扱いとともに、虚偽の記載をした提案者に対し、指名停止の措置を行うことがある。
- (5) 提出された提案書等の書類に記載すべき事項の全部または一部が記載されていないものは、無効の扱いとする。
- (6) 提案書類等で用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。

- (7) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標特権の日本国および日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた一切の責任は提案者が負うものとする。
- (8) 本件に係る予算が成立しない場合、区は契約を締結しないまたは解除することができる。なお、これに伴う提案者の損失について、区は損害賠償の責を負わないものとする。
- (9) 本要領に定めのない事項および本要領に疑義が生じた場合は、協議により定める。

8 問合せ先・担当

練馬区福祉部障害者施策推進課地域生活支援係
練馬区豊玉北6-12-1 練馬区役所西庁舎1階
電話 03-5984-1043
メール SHOGAISISAKU09@city.nerima.tokyo.jp